特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	国民健康保険税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律又は国民健康保険法及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課決定等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免 ②国民健康保険税に係わる証明書の発行				
③システムの名称	 1. 国民健康保険(賦課)システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)国民健康保険税ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)特別徴収対象者情報ファイ (4)宛名情報ファイル (5)住登外者宛名情報管理ファ					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項 別表第一第16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条				
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令(令和7年デジタル庁・総務省令第13号)第2条の表第48の項				
5. 評価実施機関における					
①部署	税務課、町民生活課(法勝寺庁舎、天萬庁舎)				
②所属長の役職名	税務課長、町民生活課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	南部町役場 税務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802				
9. 規則第9条第2項の適					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

17 リヘン刈泉						
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		I.]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワーク	フシステムを通じた提供	供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[0]	人手を介在させる作業は な	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監	査

10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	国民健康保険税の賦課関係事務では、事務の 一部を外部業者に委託しているため、業者選定 の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併 せて秘密保持に関しても契約に含めることで万 全を期している。		事後	
令和7年6月16日	Ⅱ. 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	Ⅱ.2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I.7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ②	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定にのっとり、 規定にのっとり、 国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	地方税法、その他の地方税に関する法律又は 国民健康保険法及び条例に基づき、国民健康 保険税の賦課決定等を行う。特定個人情報 ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免 ②国民健康保険税に係わる証明書の発行	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ③		1. 国民健康保険(賦課)システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年10月1日	I . 2	(1)所得・資産情報ファイル (2)減免・軽減申請情報ファイル (3)国保資格ファイル (4)国保特別徴収対象者情報ファイル (5)宛名情報ファイル	(1)国民健康保険税ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)特別徴収対象者情報ファイル (4)宛名情報ファイル (5)住登外者宛名情報管理ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I.3	番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項別表第一第16、30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	事後	
令和7年10月1日	I . 4. ②	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の27,42,45の項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、46項並びに内閣府・総務省令第1条	番号法第19条第8号 '行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和7年デジタル庁・総務省令第13号)第2条 の表第48の項	事後	
令和7年10月1日	IV. 4		委託する 十分である	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	